

第4号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算(第19号)

[文化観光部所管分]

【目次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
[2款 総務費]		
2・1・22 世界遺産推進費		
1 【補助】世界遺産保存整備事業費		
1 「明治日本の産業革命遺産」	30 ~ 31	1 ~ 4
<<継続費補正>>		
世界遺産保存整備事業		
端島炭坑	46 ~ 47	5 ~ 8
<<繰越明許費補正>>		
【補助】世界遺産保存整備事業費		
「明治日本の産業革命遺産」	52 ~ 53	1 ~ 4
[7款 商工費]		
7・1・4 観光費		
1 繰出金		
1 観光施設事業特別会計繰出金	34 ~ 35	9 ~ 10
<<繰越明許費補正>>		
観光振興対策費		
「新しい生活様式」対応型イベント開催費補助金	54 ~ 55	11 ~ 12
観光客誘致対策費		
お得に泊まって長崎市応援キャンペーン事業費	54 ~ 55	13 ~ 14
事務費		
観光費事務費	56 ~ 57	15 ~ 20
<<債務負担行為補正>>		
池島炭鉱体験施設指定管理	74 ~ 75	21 ~ 22
[10款 教育費]		
10・6・3 文化財保護費		
1 【補助】文化財保存整備事業費補助金		
1 伝統的建造物群保存地区	40 ~ 41	23 ~ 25
<<繰越明許費補正>>		
【補助】文化財保存整備事業費補助金		
伝統的建造物群保存地区	70 ~ 71	26 ~ 27
【単独】文化財保存整備事業費補助金		
各種文化財	70 ~ 71	28 ~ 30
[11款 災害復旧費]		
11・2・1 道路橋りょう河川等災害復旧費		
1 【補助】海岸災害復旧費		
1 現年度災害分	42 ~ 43	31 ~ 33
<<繰越明許費補正>>		
【補助】海岸災害復旧費		
現年度災害分	70 ~ 71	31 ~ 33
11・3・1 市有施設等災害復旧費		
<<繰越明許費補正>>		
【単独】市有施設災害復旧費		
現年度災害分	72 ~ 73	34 ~ 35

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30 ～ 31	2 総務費	1 総務管理費	22 世界遺産 推進費	1-1	【補助】世界遺産保存 整備事業費 「明治日本の産業革 命遺産」	千円 22,227

1 概 要

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つである「端島炭坑」は世界遺産及び国指定史跡として将来にわたり適切に保存管理を行う必要があるが、台風の影響で護岸を越波した波が瓦礫を動かし、瓦礫の飛散等の被害が生じていることから、台風による国指定史跡や見学施設への被害を軽減するための対策工事を実施していた。

しかし、令和2年9月2日に本市へ最接近した台風9号の影響により、工事目的物が引渡し前に被災を受け、当該工事の続行が困難となったため、工法等を見直し、再度、災害軽減対策工事を実施するもの。

2 事業内容

(1)端島炭坑跡災害軽減対策工事 26,000千円

ア 事業内容

台風の影響で護岸を越波した波が瓦礫を動かし、飛散等の被害が生じているため、瓦礫が動くことを最小限に抑えるための工事を実施することで台風による国指定史跡や見学施設への被害を軽減する。

イ 事業費

総事業費:43,227千円(当初予算額:21,000千円、**補正額22,227千円**)

事業内訳:工事費26,000千円(工法等見直し後、再度、災害軽減対策工事を行うもの)

・予算残額 3,773千円

・補正予算額 22,227千円

※補償費17,227千円(台風9号の被災に対する補償)

不可抗力により損害を受けた工事目的物に対する補償費として支払済

【参考】

項目	当初予算額 (A)	補償費 (B)	予算残額 (C)=(A)-(B)	今回補正額 (D)	軽減対策工事 (E)=(C)+(D)
金額	千円 21,000	千円 17,227	千円 3,773	千円 22,227	千円 26,000

補正及び繰越対象事業

(2)端島炭坑跡護岸整備検討に係る越波・排水量調査

16,500千円

3 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債 ※3	その他	一般財源
当初予算額	千円 37,500	千円 10,500	千円 4,200	千円 22,800	千円 -	千円 -
2月補正額	千円 22,227	千円 0	千円 0	千円 4,500	千円 -	千円 17,727
補正後	千円 59,727	千円 10,500	千円 4,200	千円 27,300	千円 -	千円 17,727

※1 国宝重要文化財等保存・活用事業補助金 補助率 1/2

※2 指定文化財等事業補助金 1/5

※3 過疎対策事業債 充当率 100%(交付税措置率 70%)

一般補助施設整備等事業債 充当率 90%(交付税措置率 30%)

地域活性化事業債 充当率 90%(交付税措置率 30%)

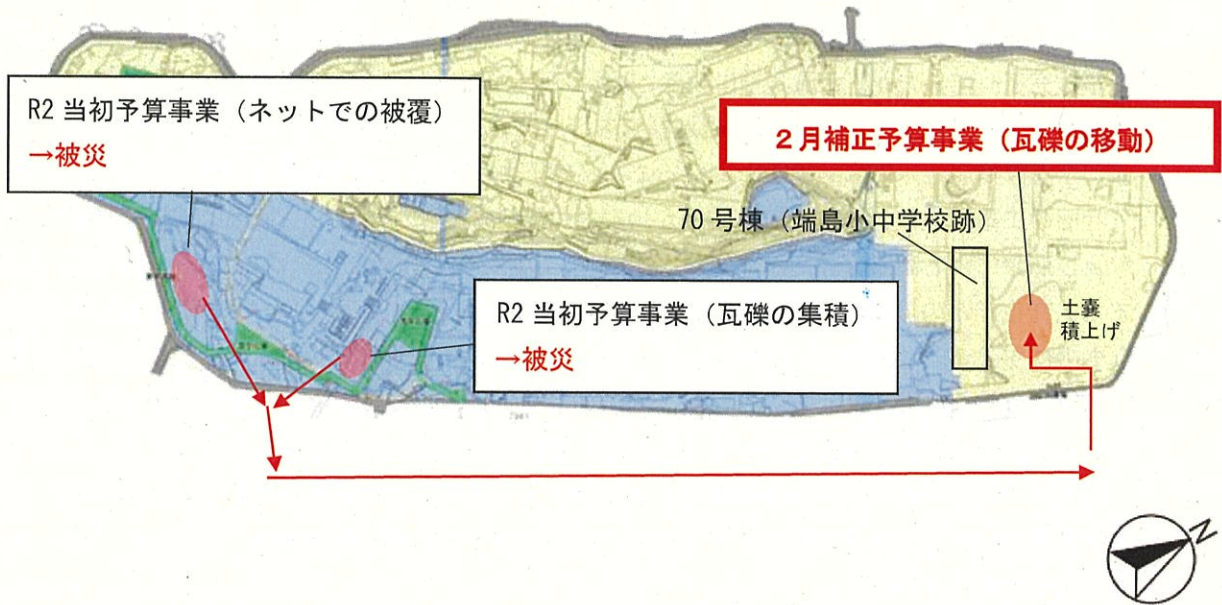
【繰越明許費】

事業費		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正後額	千円 59,727	千円 10,500	千円 4,200	千円 27,300	千円 -	千円 17,727
支出(予定)額	千円 33,727	千円 0	千円 0	千円 16,500	千円 -	千円 17,227
繰越明許額	千円 26,000	千円 10,500	千円 4,200	千円 10,800	千円 -	千円 500

4 繰越理由

年度内に事業が完了しないため。

5 位置図



6 被災状況写真

	被災前	被災後
瓦礫集積箇所 (第一見学広場横スペース)		
ネットでの被覆箇所 (第二見学広場付近スペース)		

【参考】

「端島炭坑跡災害軽減対策工事」の対応の経緯について

端島においては、台風の影響で護岸を越波した波が島内の瓦礫を動かし、飛散等の被害が生じていることから、国指定史跡や見学施設への被害を軽減するための対策が必要であった。

令和2年4月24日付けで起案、6月17日に契約締結後、7月29日に工事着工し、8月19日に工事は完了していたが、台風8号に続き、9月2日に台風9号が長崎市に最接近したため、発注者において台風通過後の9月4日に現地調査を行った結果、工事目的物（飛散防止網設置等）が高波による護岸越波水により損壊していることが確認された。（工事検査前）

今回の工事発注にあたっては、端島が地形的に特殊な場所に位置し、海底の地形が複雑で、気象及び海象による高波の想定が難しく、護岸越波水を考慮した設計方法が確立されていないこと、また、文化庁との協議の中で、仮設物として施工することや、コンクリート構造物のような強固なものにすることが難しく、さらに、施工時における観光客や観光船業者及び漁業者への影響を極力少なくする必要があったことから、施工性や経済性、また景観等を考慮しながら、瓦礫飛散による遺構の損傷の軽減を目的として、今回のような施工方法に至ったもの。

台風9号の襲来時には本工事が完成していたことにより、飛散防止網は損壊したものの、瓦礫の移動が制限され、瓦礫の飛散による遺構の損傷がほとんど見られなかった点においては、一定の効果が得られている。

本工事においては、以下の①～③の理由により受注者の瑕疵はなく、工事契約約款の規定に基づき、台風の影響による不可抗力によるものと判断して損害額を負担することとした。

- ①被災前、施工中～施工後に発注者（市職員）において、複数回現場確認を行っている。
- ②現場確認の時点では受注者の施工に瑕疵は見られていない。
- ③台風9号は気象庁によると長崎市における観測史上最大の最大瞬間風速（59.4m/s）であったことから、しばしば起こりうる災害とは言えない。（長崎市における建築基準法で定められている技術的基準は風速34m/s）

しかしながら、近年、台風が大型化しており、今後も今回のような大型台風が繰り返し襲来し、今回の損害を上回るような状況が想定されるため、対策方法の抜本的な見直しや、さらなる検討が必要となっている。

日時	内容
4月24日	「端島炭坑跡災害軽減対策工事」起案
6月17日	契約
7月29日	「端島炭坑跡災害軽減対策工事」着工
8月1日	第1見学広場～第2見学広場の瓦礫移設完了 第2見学広場～第3見学広場間瓦礫積上げ開始
8月19日	施工完了
8月24日	施工完了確認(発注者)
9月2日	台風9号が長崎市へ最接近
9月4日	台風9号による被害状況確認のため、現地調査実施 工事目的物(飛散防止網等)の損害を確認
9月9日	受注者より工事請負契約書第29条第1項(不可抗力による損害)による通知を受理
12月1日	不可抗力による損害補償費として支払

継 続 費		期 間	補正額
予算説明書 ページ	事 項		
46~47	世界遺産保存整備事業 端島炭坑	平成30年度 ～令和9年度	千円 87,500

1 概 要

本事業は、10 か年度に及ぶ一連の長期事業であり、事業の全体像を示し、計画的かつ段階的な事業進捗を図るため、継続費を設定しているが、令和元年度及び令和2年度における国庫補助金が減となったこと並びに現況調査や基本設計の実施にあたり指導助言業務が必要となったことなどを踏まえ、事業費を増額するとともに、年割額について補正を行う。（平成30年2月議会で議決済）

※継続費とは…2会計年度以上にまたがる事業について、所要経費の総額を定めるとともに継続期間に従って各年度の年割額を定め、予算として議決を経るもの。

2 補正の内容

区分	ア 補正前	イ 補正後	比較（イーア）
事業費	2,554,200 千円	2,641,700 千円	87,500 千円増額

【事業費増額の内訳】

区分	増額
指導助言業務等	87,500 千円

3 継続費の内訳

単位：千円

事業年度	事業費① (補正前)	事業費② (補正後)	増 減 (②-①)
平成30年度	7,400	7,400	—
令和元年度	54,700	54,700	—
令和2年度	42,300	42,300	—
令和3年度	207,100	102,200	▲104,900
令和4年度	54,000	209,300	155,300
令和5年度	256,400	109,500	▲146,900
令和6年度	626,100	789,600	163,500
令和7年度	352,300	360,000	7,700
令和8年度	357,800	362,500	4,700
令和9年度	596,100	604,200	8,100
総事業費	2,554,200	2,641,700	87,500

※令和4年度～令和9年度については予定金額である。

4 事業内容

(1) 擁壁遺構

現時点で損傷があまり見られないことから、劣化状況のモニタリングを行う。

(2) 生産施設遺構

世界遺産価値を示す遺構を最優先し、次に劣化が進んでいる遺構を補修する。

(3) 居住施設遺構

3号棟の補修・補強を行う。

(4) その他

経年劣化等による建物の変化を計測するための3D計測や定点カメラ観測などを行う。

5 財源内訳

単位：千円

区分	事業年度	事業費	財源内訳				
			国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債 ※3	その他	一般財源
補正前の額	平成30年度	7,400	3,000	1,200	3,200	—	—
	令和元年度	54,700	26,176	10,470	16,800	—	1,254
	令和2年度	42,300	20,650	8,260	12,200	—	1,190
	令和3年度	207,100	100,991	40,396	57,400	—	8,313
	令和4年度	54,000	26,482	10,592	14,100	—	2,826
	令和5年度	256,400	127,694	51,077	68,800	—	8,829
	令和6年度	626,100	310,484	124,193	170,500	—	20,923
	令和7年度	352,300	173,594	69,437	96,600	—	12,669
	令和8年度	357,800	178,370	71,348	96,200	—	11,882
	令和9年度	596,100	297,557	119,023	160,500	—	19,020
計	2,554,200	1,264,998	505,996	696,300	—	86,906	

補正額	平成30年度	0	0	0	0	—	—
	令和元年度	0	0	0	0	—	—
	令和2年度	0	0	0	0	—	—
	令和3年度	▲104,900	▲50,646	▲20,258	▲27,200	—	▲6,796
	令和4年度	155,300	77,424	30,970	48,200	—	▲1,294
	令和5年度	▲146,900	▲73,672	▲29,468	▲36,400	—	▲7,360
	令和6年度	163,500	81,508	32,603	68,700	—	▲19,311
	令和7年度	7,700	3,630	1,452	13,800	—	▲11,182
	令和8年度	4,700	2,128	851	12,000	—	▲10,279
	令和9年度	8,100	3,789	1,515	20,300	—	▲17,504
計	87,500	44,161	17,665	99,400	—	▲73,726	
補正後の額	平成30年度	7,400	3,000	1,200	3,200	—	—
	令和元年度	54,700	26,176	10,470	16,800	—	1,254
	令和2年度	42,300	20,650	8,260	12,200	—	1,190
	令和3年度	102,200	50,345	20,138	30,200	—	1,517
	令和4年度	209,300	103,906	41,562	62,300	—	1,532
	令和5年度	109,500	54,022	21,609	32,400	—	1,469
	令和6年度	789,600	391,992	156,796	239,200	—	1,612
	令和7年度	360,000	177,224	70,889	110,400	—	1,487
	令和8年度	362,500	180,498	72,199	108,200	—	1,603
	令和9年度	604,200	301,346	120,538	180,800	—	1,516
計	2,641,700	1,309,159	523,661	795,700	—	13,180	

※1…国宝重要文化財等保存・活用事業補助金 補助率1/2

※2…指定文化財保存整備事業補助金 補助率1/5

※3…過疎対策事業債 充当率100% (交付税措置率 70%)

6 事業位置図



【H30】石積カルテ作成
【R7】石積変位計測調査

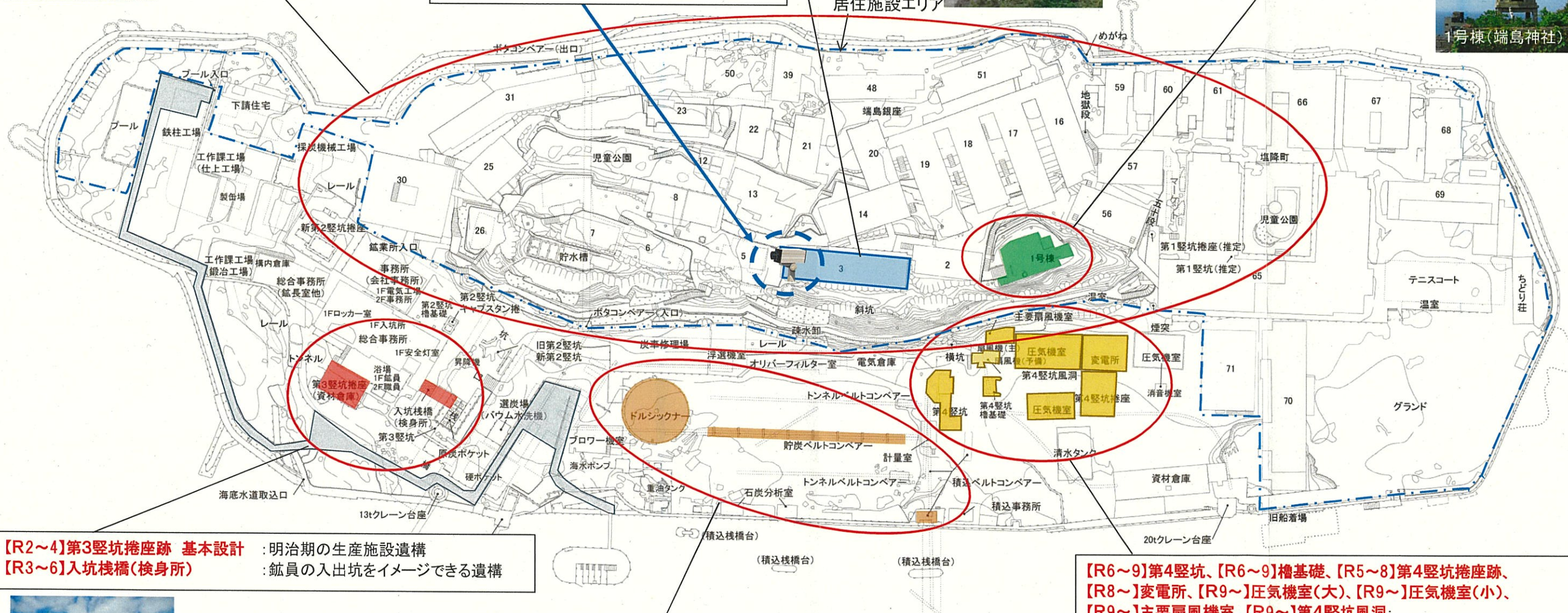


【H30~】定点カメラによる資産のモニタリング調査

【R6~】3号棟: 景観形成に貢献しつつ代表的な居住施設遺構であり劣化度から補修の延命効果を見込む



【R7~】1号棟: 労使協調で作業の安全を祈願した施設であり産業景観形成にも貢献している遺構

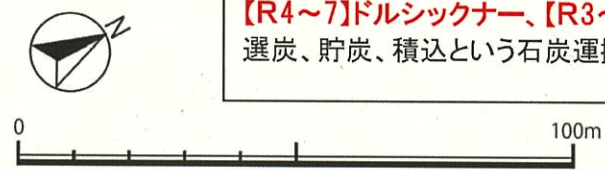


【R2~4】第3号坑捲座跡 基本設計 : 明治期の生産施設遺構
【R3~6】入坑棧橋(検身所) : 鉱員の入出坑をイメージできる遺構



【R4~7】ドルシクナー、【R3~6】貯炭ベルトコンベア、【R7~】積込みコンベア:
選炭、貯炭、積込という石炭運搬の流れが理解できる遺構

【R6~9】第4号坑、【R6~9】槽基礎、【R5~8】第4号坑捲座跡、
【R8~】変電所、【R9~】圧気機室(大)、【R9~】圧気機室(小)、
【R9~】主要扇風機室、【R9~】第4号坑風洞:
地上部における石炭の採掘システムが理解できる遺構
(IT技術を活用した理解促進計画を検討)



【R1,7】端島炭坑跡遺構状況記録調査(島全体)
【H30~】樹木等伐採



【凡例】
緑色: 擁壁遺構事業
赤字: 生産施設遺構事業
青字: 居住施設遺構事業
黒字: その他事業

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
頁	款	項	目	番号		
34 ? 35	7 商工費	1 観光費 <small>商工</small>	4 観光費	1-1	観光施設事業 特別会計繰出金	千円 264,878

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大による施設入場者数の減少に伴い、グラバー園及びロープウェイの利用料金収入が減少し、運営利益による固定納付金の皆減が見込まれることから、収支調整として、一般会計から観光施設事業特別会計への繰出金を増額するもの。

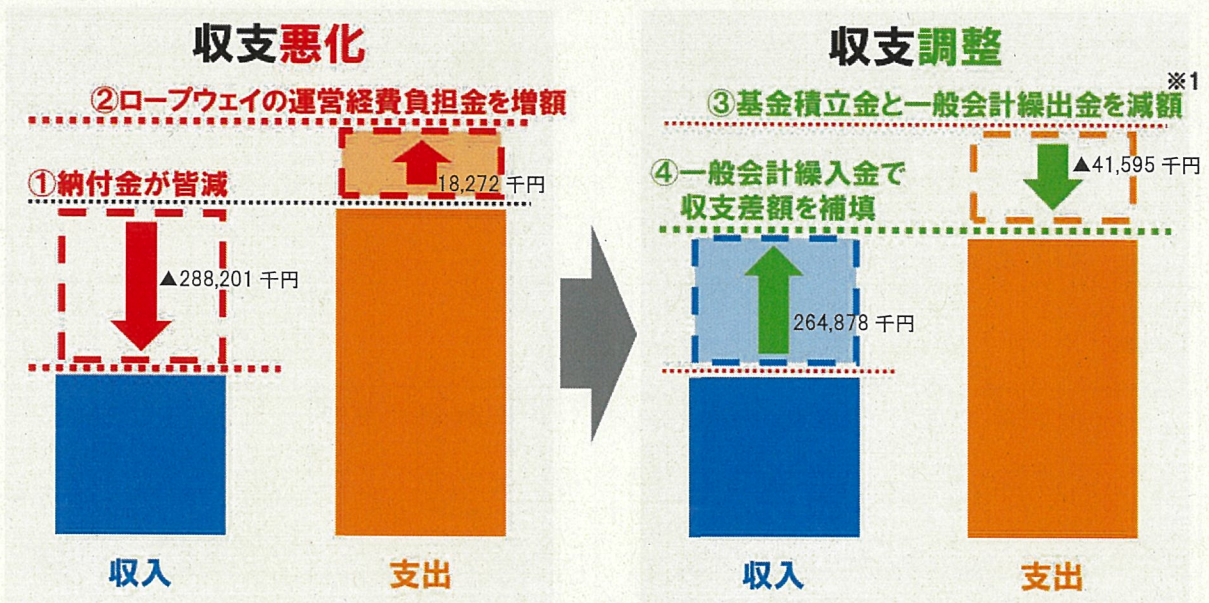
2 補正予算額

別紙総括表のとおり

3 財源内訳

区分	補正額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
観光施設事業 特別会計繰出金	千円 264,878	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 264,878

4 観光施設事業特別会計における収支調整のイメージ



5 関連議案

第5号議案 令和2年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度 観光施設事業特別会計 補正予算(第3号) 事項別総括表

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
事 項 名	補正前額	補正額	補正後額	事 項 名	補正前額	補正額	補正後額
1 使用料及び手数料	1,664	-	1,664	1 グラバー園費	368,966	▲41,595	327,371
1 グラバー園使用料	1,380	-	1,380	1 グラバー園事業費	262,029	▲20,798	241,231
(1) 休憩所使用料	1,280	-	1,280	1 職員給与費	19,697	-	19,697
(2) 土地使用料	100	-	100	2 グラバー園管理費	208,119	-	208,119
2 ロープウェイ使用料	284	-	284	(経常経費小計:1~2)	227,816	-	227,816
(1) 建物使用料	281	-	281	3 基金積立金	21,113	③▲20,798	315
(2) 土地使用料	3	-	3	4 グラバー園施設整備事業費	13,100	-	13,100
2 財産収入	314	-	314	(投資的経費小計:4)	13,100	-	13,100
1 利子及び配当金	314	-	314	2 公債費	86,140	-	86,140
3 繰入金	221,570	264,878	486,448	1 元金	84,856	-	84,856
1 一般会計繰入金	203,770	④264,878	468,648	2 利子	1,284	-	1,284
2 観光施設整備基金繰入金	17,800	-	17,800	3 繰出金	20,797	③▲20,797	-
4 繰越金	2	-	2	2 ロープウェイ費	148,004	18,272	166,276
1 グラバー園	1	-	1	1 ロープウェイ事業費	108,822	18,272	127,094
2 ロープウェイ	1	-	1	1 ロープウェイ事業管理費	82,121	②18,272	100,393
5 諸収入	288,320	▲288,201	119	(経常経費小計:1)	82,121	18,272	100,393
1 グラバー園利用料金受入金	224,000	①▲224,000	-	2 基金積立金	1	-	1
2 ロープウェイ利用料金受入金	64,201	▲64,201	-	3 ロープウェイ施設整備事業費	26,700	-	26,700
3 ロープウェイ光熱水費等負担金	117	-	117	(投資的経費小計:3)	26,700	-	26,700
4 雑収入	2	-	2	2 公債費	39,181	-	39,181
6 市債	8,900	-	8,900	1 元金	38,877	-	38,877
1 ロープウェイ債	8,900	-	8,900	2 利子	304	-	304
				3 繰出金	1	-	1
				3 予備費	3,800	-	3,800
				1 グラバー園	3,800	-	3,800
				2 ロープウェイ	-	-	-
特定財源計	520,770	▲288,201	232,569	特定財源計	520,770	▲288,201	232,569
一般財源計	-	264,878	264,878	一般財源計	-	264,878	264,878
合 計	520,770	▲23,323	497,447	合 計	520,770	▲23,323	497,447

収支差引:

-

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
頁	款	項	目		
54 ～ 55	7 商工費	1 商工費	4 観光費	「新しい生活様式」対応型イベント 開催費補助金	千円 19,546

1 概要

市内で開催するイベントの主催者に対して、「新しい生活様式」に則したイベントの開催に要する費用の一部を支援することで安全・安心な開催を促すとともに、イベント企画の創出を図り、市内事業者の受注拡大及び地域経済の活性化につなげる。また、コロナ禍におけるイベント開催のノウハウの蓄積と定着を図るもの。

2 事業内容

(1) 名称

長崎市「新しい生活様式」対応型イベント開催費補助金

(2) 補助対象者

長崎市内で開催するイベントの主催者

※ 市内の事業者、団体等が主催又は共催するもので、1事業者につき1回に限る。

(3) 補助対象経費

「新しい生活様式」の実践のために新たに発生する経費又は増加する経費

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る経費（サーモグラフィー等のリース料、消毒用アルコール等の購入に係る消耗品費、会場内のサイン等の設置に係る経費等）

イ 検温、監視、観客情報の把握等を行う人員の確保に必要な経費

ウ ソーシャルディスタンスに対応した会場借上の増加経費

エ オンラインとの併催に伴う動画配信等、新たな開催形態の実施に係る経費

オ 料飲提供方法の変更に伴う増加経費（ビュッフェ形式からの変更に伴う経費等）

(4) 補助率等

補助対象経費の3/4（補助限度額：5,000千円）

(5) 事業費

40,000千円

(6) 補助対象外

ア 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

イ 国又は地方公共団体から他の補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

エ オンライン配信のみで実施するもの

オ 地域の催事、単なる商品販売等

カ スポーツ大会

3 繰越理由

令和2年9月議会で補正計上した20,000千円の事業費については、申請額が予算額に達する見込みであったことから、同年11月議会で新たに20,000千円の補正予算を計上し、繰越明許補正を行っていた。しかしながら、12月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により交付申請済のイベントについて開催の延期・中止等が見込まれ、年度内に事業が完了しないため。

4 繰越明許費

金額		財 源 内 訳			
		国庫支出金 ※	県支出金	地方債	一般財源
予算現額	千円 40,000	千円 40,000	千円 -	千円 -	千円 -
支出予定額	千円 454	千円 454	千円 -	千円 -	千円 -
11月補正 繰越明許済額	千円 20,000	千円 20,000	千円 -	千円 -	千円 -
2月補正 繰越明許額	千円 19,546	千円 19,546	千円 -	千円 -	千円 -
繰越明許額 計	千円 39,546	千円 39,546	千円 -	千円 -	千円 -

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【参考】補助金の受付状況

1. 申請件数：9件（メディア関係4件、その他イベント運営事業者等5件）
2. 交付申請額：14,853,000円
3. 確定額：454,000円
4. 補助対象事業の状況（令和3年2月10日現在）

【単位：円】

項目	件数	交付申請額	確定額
交付確定済	1	500,000	454,000
実績報告中※	4	2,822,000	-
中止・延期予定	4	11,531,000	-
合計	9	14,853,000	454,000

※実績報告中の案件については、補助額が確定していないため支出予定額に含めていない。

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
ページ	款	項	目		
54 ～ 55	7 商工費	1 商工費	4 観光費	お得に泊まって長崎市応援キャンペーン事業費	千円 40,514

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ市内の経済活動の回復を図るため市内の宿泊施設及び飲食店や土産店等を利用してもらう「お得に泊まって長崎市観光キャンペーン」を実施しているが、「Go To Travel キャンペーン」の停止や市内宿泊施設が休館していることに伴い、利用期間を延長するもの。

2 事業内容

(1) 第1弾追加販売分事業費

83,532千円

ア クーポン助成費

75,000千円

(宿泊) @1,500円×30,000枚=45,000千円

(飲食・お土産) @1,000円×30,000枚=30,000千円

イ クーポン販売手数料等

7,080千円

(宿泊) 45,000千円×15%=6,750千円

(飲食・お土産) @11円×30,000枚=330千円

ウ 追加事務費

1,452千円

振込手数料 660円×275施設×8回=1,452千円

(2) 第2弾実施分事業費

150,044千円

ア クーポン助成費

120,000千円

(宿泊) @1,500円×60,000枚=90,000千円

(お土産・体験) @500円×60,000枚=30,000千円

イ クーポン販売手数料等

14,160千円

(宿泊) 90,000千円×15%=13,500千円

(お土産・体験) @11円×60,000枚=660千円

ウ 参加事業者取りまとめ精算業務委託費

10,000千円

エ 振込手数料 300施設×@660×8回=1,584千円

1,584千円

オ キャンペーン告知費

4,300千円

・キャンペーン告知物作成 1,100千円

・テレビ告知 550千円(税込)×4社 = 2,200千円

・新聞広告 1,000千円

※長崎市国内観光客誘致推進実行委員会に負担金として支出。

繰越対象事業

合計 233,576千円

(3) 繰越予定事業費	40,514千円
ア クーポン助成費	29,500千円
(宿泊) @1,500円×13,000枚=19,500千円	
(お土産・体験) @500円×20,000枚=10,000千円	
イ クーポン払い戻し手数料等	1,430千円
@110円×13,000件=1,430千円	
ウ 事務局業務委託費	8,000千円
エ 振込手数料 300施設×@660×8回=1,584千円	1,584千円

3 繰越理由

第2弾「お得に泊まって長崎市観光キャンペーン」の利用期限を令和3年3月31日(水)まで延長することに伴い、年度内の事業完了が困難であるため。

4 繰越明許費

金額		財 源 内 訳			
		国庫支出金※	県支出金	地方債	一般財源
予算現額	千円 233,576	千円 233,576	千円 0	千円 0	千円 0
支出予定額	千円 171,152	千円 171,152	千円 0	千円 0	千円 0
不用額 (戻入予定)	千円 21,910	千円 21,910	千円 0	千円 0	千円 0
繰越明許額	千円 40,514	千円 40,514	千円 0	千円 0	千円 0

※ 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金 充当率100%

予 算 説 明 書【繰越明許費】					事 業 名	繰越明許費
頁	款	項	目	番号		
56 ～ 57	7 商工費	1 商工費	4 観光費	-	観光費事務費 〔旧野母崎炭酸温泉Alega軍艦島分 筆登記等業務委託〕	千円 6,120

1 概要

旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島の敷地を譲渡するにあたり、土地の境界確定や分筆登記、国有地（里道・水路）の譲与など、必要な登記等手続きが完了次第、無償譲渡することとしていることから、必要な作業及び手続きを実施するもの。

2 事業内容

(1) 件名：旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島分筆登記等業務委託（6,120千円）

(2) 対象地

地 番	地目	面積
長崎市野母町字小田 692 番 1	雑種地	28,500 m ²
長崎市野母町字小田 711 番	畑	288 m ²
長崎市野母町字小田 726 番 5	雑種地	1,996 m ²

(3) 履行期間 令和2年11月から令和3年6月（約8か月）

3 繰越明許費

事 業 費		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予 算 現 額	千円 6,120	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 6,120
支 出 予 定 額	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
繰越明許額	千円 6,120	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 6,120

4 繰越の理由

旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島施設については、令和2年7月1日付けで建物を民間事業者へ譲渡し、土地については境界確定や分筆登記、国有地（里道・水路）の譲与など、必要な登記等手続きが完了次第、無償譲渡することとしている。

当初、対象となる土地が非常に広大であり、譲渡する旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島敷地や駐車場等に限定して測量や境界確定等の作業を行うこととしていたが、法務局と改めて協議を行った結果、譲渡する土地以外も含め、全体的な測量が必要との結論に至ったことにより、測量等が必要な範囲が広がったことから、本年度中に事業が完了しないため。

5 スケジュール

年度	令和2年度					令和3年度		
	11	12	1	2	3	4	5	6
復元・伐採・測量	→							
現地立会・確定測量						→		
登記申請等							→	

6 旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島の無償譲渡の概要

(1) 無償譲渡等を行った財産の概要

ア 住所 長崎市野母町 692 番地 1

イ 土地

所在	地番	合計面積
長崎市野母町字小田	692 番 1 の一部	12,696.79 m ²
同上	711 番の一部	
同上	726 番 5 の一部	

ウ 建物

建物名	築年数	延床面積	構造
主屋（旅館：本館棟）	19 年	4,289.82 m ²	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき地下1階付3階建
付属屋（集塵庫）	19 年	24.56 m ²	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

エ 稼働時（指定管理者による運営時）の利用形態等

(7) 部屋数 19 室、最大定員 78 人

(4) 温浴施設、食事施設（レストラン）、売店、会議室

オ 施設の廃止日 令和2年1月1日

カ 譲渡先

団体名	大成不動産システム株式会社
代表者名	代表取締役 星山 信一
本社所在地	長崎市葉山1丁目23番5号
主な業務	ホテル・旅館の経営及び運営業務

(2) 新施設名称

宿泊施設名	オーシャンリゾート Nomon 長崎
温浴施設名	天然炭酸温泉 のもん湯

(3) これまでの経緯及び今後の予定

令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月市議会定例会 財産（土地・建物等）の無償譲渡及び財産の無償貸付けについて議決
令和2年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> 建物及び土地に係る無償譲渡契約締結 土地に係る無償貸付け契約締結 <p>※長崎市が行う土地の分筆登記等、必要な登記が完了するまでの間</p>
令和2年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 建物に係る所有権移転登記（建物の引渡し）
令和2年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> 全体改修工事着工
令和2年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> 従業員採用募集開始
令和2年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 名称、施設概要等をプレスリリース
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊受付開始
令和3年5月初旬	<ul style="list-style-type: none"> のもん湯オープン オーシャンリゾート Nomon 長崎オープン

(4) 新民間施設の料金

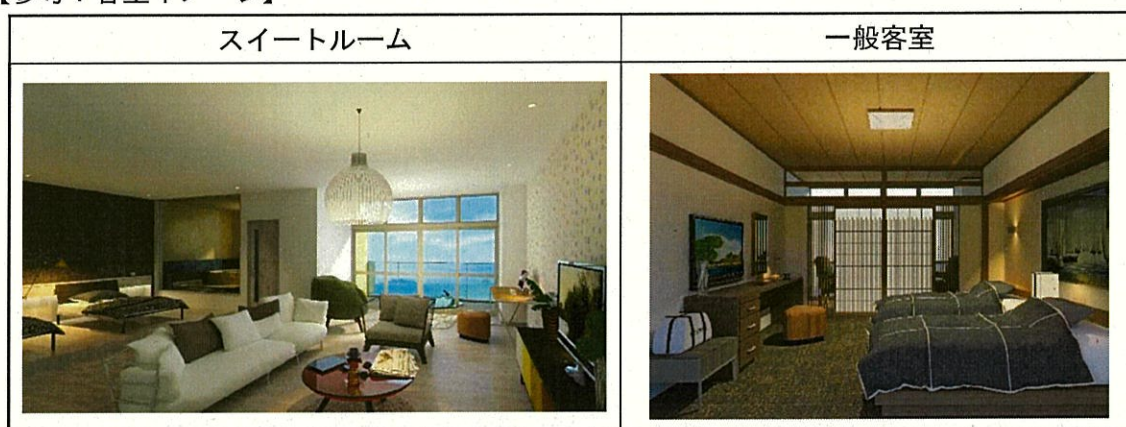
<p>宿泊利用料他 〔時期により変動〕</p>	<p>一般：14,000円程度～ 特別室（スイート）：25,000円程度～</p>		
<p>温浴利用料 〔予定〕</p>	<p>以下、他の運営施設の料金から設定。</p>		
	<p>摘要</p>	<p>平日</p>	<p>休日</p>
	<p>一般</p>	<p>570円（260円）</p>	<p>670円（310円）</p>
	<p>会員 〔入会金：300円〕</p>	<p>460円（210円）</p>	<p>560円（260円）</p>
<p>※（ ）料金は子供料金 ☛ 地元（優遇）料金は400円程度を設定予定</p>			

(5) リニューアル改修

ア 宿泊室改修

摘要	改修前	改修後
部屋数	全 19 室 〔和室×8/洋室×10/和洋室×1〕	全 17 室 〔洋室×16/和洋室×1〕
宿泊定員	78 名	50 名前後

【参考：客室イメージ】



(6) 浴場改修

時期	作業内容
令和 2 年 10 月 15 日	・改修着工
11 月～12 月	・男女浴室ともに足場組みを行い、腐食している天井板の全面改修を実施
令和 3 年 1 月～4 月	・浴槽、床石等改修
4 月	・温泉水を使用しての試験運転を開始 ☞ スケール（カルシウム）対策、鉄分対策の検証

【参考：浴場等イメージ】



【参考：改修工事の施工状況】

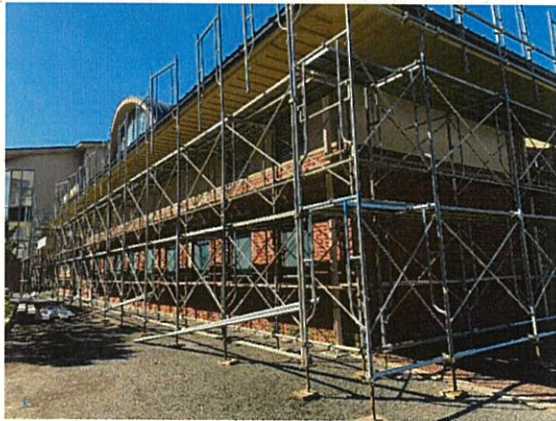
浴場改修①



浴場改修②



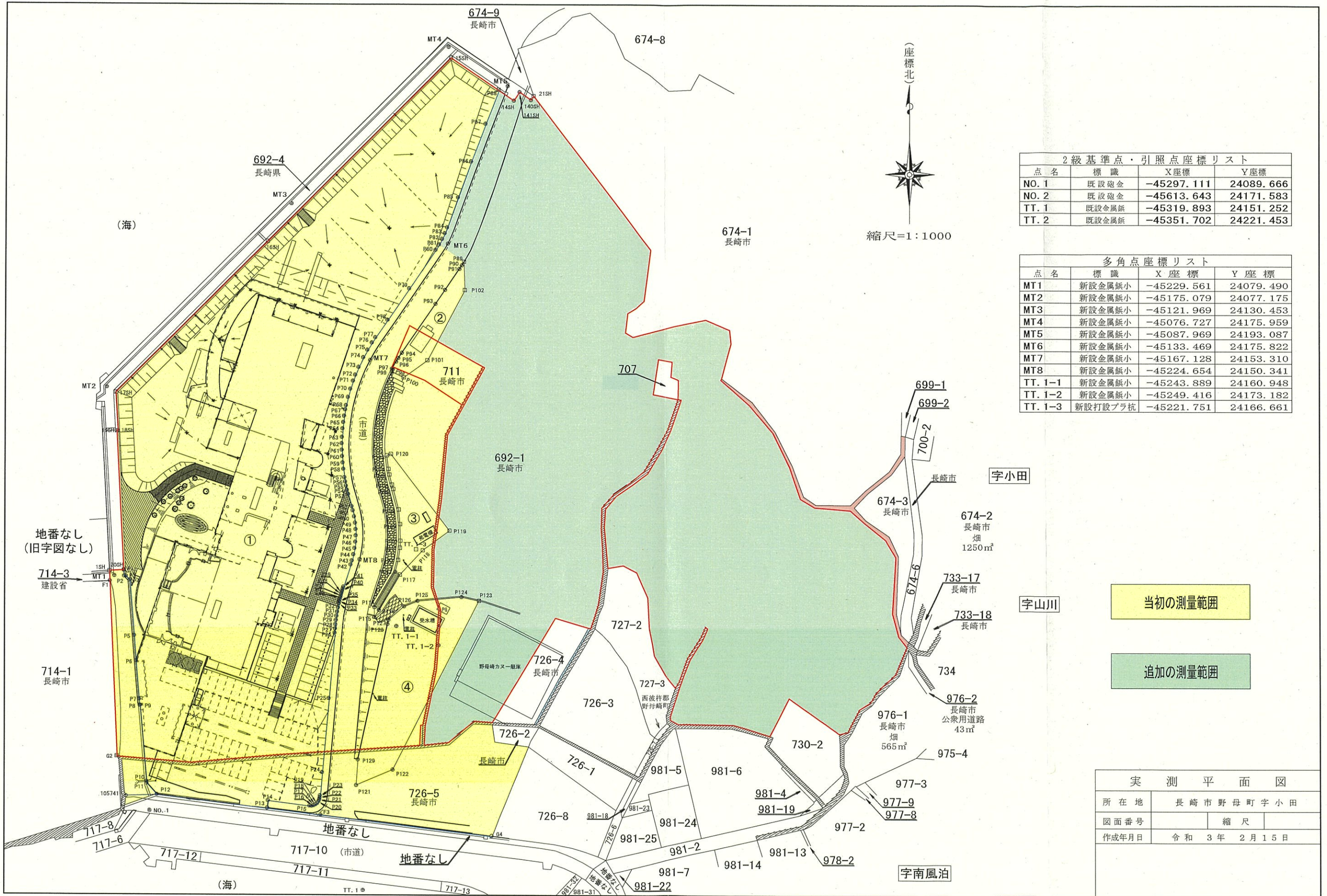
外壁改修①



外壁改修②



7 測量範囲



2級基準点・引照点座標リスト

点名	標識	X座標	Y座標
NO. 1	既設砲金	-45297.111	24089.666
NO. 2	既設砲金	-45613.643	24171.583
TT. 1	既設金属板	-45319.893	24151.252
TT. 2	既設金属板	-45351.702	24221.453

多角点座標リスト

点名	標識	X座標	Y座標
MT1	新設金属板小	-45229.561	24079.490
MT2	新設金属板小	-45175.079	24077.175
MT3	新設金属板小	-45121.969	24130.453
MT4	新設金属板小	-45076.727	24175.959
MT5	新設金属板小	-45087.969	24193.087
MT6	新設金属板小	-45133.469	24175.822
MT7	新設金属板小	-45167.128	24153.310
MT8	新設金属板小	-45224.654	24150.341
TT. 1-1	新設金属板小	-45243.889	24160.948
TT. 1-2	新設金属板小	-45249.416	24173.182
TT. 1-3	新設打設ブラ杭	-45221.751	24166.661

当初の測量範囲

追加の測量範囲

実測平面図

所在地	長崎市野母町字小田		
図面番号		縮尺	
作成年月日	令和3年2月15日		

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
頁	事 項		
74 ↳ 75	池島炭鉱体験施設指定管理	令和3年度～令和5年度	千円 67,161

1 債務負担行為の目的

長崎市池島炭鉱体験施設の管理において、令和3年度から令和5年度にかけて、三井松島リソース株式会社を指定管理者として指定するにあたり、3年間の指定に係る事業費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
千円	千円	千円	千円
22,387	22,387	22,387	67,161

(2) 限度額の積算内訳

【単位：千円】

事項名	積算額
人件費（施設長、事務職員、誘導員、社会保険料）	11,131
一般管理費	258
福利厚生費	45
光熱水費（電気使用料、上下水道使用料）	479
燃料費	133
消耗品費	150
印刷製本費	340
通信運搬費	19
委託料（環境整備、後継者育成、受付業務ほか）	5,306
役務費（電信電話料、保険料）	541
修繕料	1,100
租税公課等	2,885
合 計	22,387

※利用料金制を採用しないため、使用料は全額長崎市の歳入となることから、必要経費が指定管理委託料となる。

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
22,387	—	—	—	12,668	9,719

※過疎地域活性化基金繰入金 (6,291 千円)

施設利用料金収入 (6,377 千円)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
頁	款	項	目	番号		
40 ～ 41	10 教育費	6 社会 教育費	3 文化財 保護費	1-1	【補助】文化財保存整備事業費補助金 伝統的建造物群保存地区	千円 ▲37,054

1 概要

国選定重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の保存修理等に対し、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定に基づき、費用の一部について補助を行うもの。

2 事業内容

伝統的建造物群保存地区内の特定された伝統的建造物の保存修理事業に対する補助
(伝統的建造物 補助率：対象事業費の2/3)

3 補正の理由

マリア園耐震対策事業について、文化庁との協議で補助対象事業費が減額され、確定したことに伴い、予算を減額するもの。

4 経過

伝統的建造物マリア園については、所有者である森トラスト株式会社が、令和元年度に耐震補強設計を終え、令和2年度は耐震補強工事に着手することとしていた。

文化庁においては、この工事（国庫補助事業）について、当初の協議で要望額に見合う予算を確保し、補助対象経費については継続して協議を行い、精査することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で作業が停滞したうえ、後の協議で予定していた補助対象経費の一部が対象外とされた。

<スケジュール（令和2年度）>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
区分												
当初予定	● 補助申請		● 交付決定 (6/1)									
	→ 補助継続協議		→ 契約・着工									
変更後 (11月)								● 補助申請		● 交付決定 (11/2)		
	→ 補助継続協議				→ (入札不調により未契約)							

5 事業費

区分	事業費	事業内容
当初予算額	千円 69,816	マリア園 67,236千円(事業費 100,855千円) 活水学院煉瓦塀 2,580千円(事業費 3,870千円)
補正額	▲37,054	マリア園 ▲37,054千円(事業費 ▲55,581千円) [耐震補強工事に係る補助対象事業費の減]
補正後の額	32,762	マリア園 30,182千円(事業費 45,274千円) 活水学院煉瓦塀 2,580千円(事業費 3,870千円)

6 財源内訳

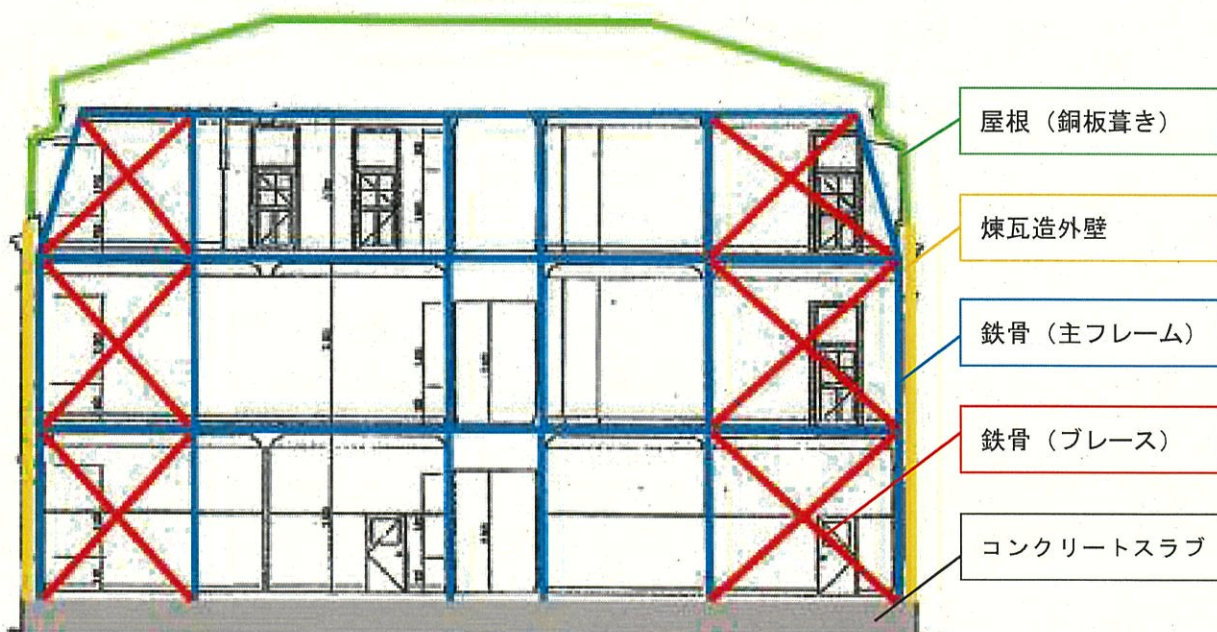
区分	事業費	財源内訳		
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	一般財源
	千円	千円	千円	千円
当初予算額	69,816	34,908	13,963	20,945
補正額	▲37,054	▲18,527	▲7,411	▲11,116
補正後の額	32,762	16,381	6,552	9,829

※1 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 補助率1/2
(重要伝統的建造物群基盤強化事業、観光拠点形成重点支援事業)

※2 指定文化財保存整備事業補助金 補助率1/5

文化庁との協議結果

区分 主な項目	協議結果（判断理由）	
	補助対象	補助対象外
●屋根仕上げ（銅板葺き）の復原	外観を維持するために必要	
●煉瓦造外壁に鉄筋を挿入して補強	外観を維持するために必要	
煉瓦造外壁を鉄骨で補強 （●主フレーム、●ブレース）		主要な構造体を木造から鉄骨造に置換
●コンクリートスラブ （鉄骨による補強の基礎部分）		主要な構造体を木造から鉄骨造に置換
撤去工事 （内部木造軸組等）		主要な構造体の置換に関わる付随工事
外構工事 （本館出入口の敷石舗装）	工事中の一時撤去・復旧	



断面図（耐震補強のイメージ）

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
頁	款	項	目		
70 ～ 71	10 教育費	6 社会 教育費	3 文化財 保護費	【補助】文化財保存整備事業費補助金 伝統的建造物群保存地区	千円 30,182

1 事業の概要

国選定重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の保存修理等に対し、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定に基づき、費用の一部について補助を行うもの。

(伝統的建造物 補助率：対象事業費の2/3)

2 繰越明許費

(単位：千円)

金額		財源内訳		
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	一般財源
予算現額	32,762	16,381	6,552	9,829
支出予定額	2,580	1,290	516	774
繰越明許額	30,182	15,091	6,036	9,055

※1 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 補助率1/2
(重要伝統的建造物群保存地区保存等事業)

※2 指定文化財保存整備事業補助金 補助率1/5

3 事業費

(1) マリア園 (南山手地区)

伝統的建造物の耐震補強工事 30,182千円 (総事業費45,274千円)

繰越対象事業

(2) 活水学院煉瓦塀 (東山手地区)

伝統的建造物の保存修理工事 2,580千円 (総事業費 3,870千円)

4 繰越理由

マリア園の耐震対策事業において、新型コロナウイルス感染症の影響で文化庁との協議が停滞し、国庫補助金の交付決定が遅れたこと、また、所有者が実施した入札が不調となり、工程を含む事業の見直しに相当の日数を要することから、年度内の事業完了が見込めないため。

5 スケジュール

(1) 繰越分

年度	令和2年度						令和3年度					
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
耐震補強工事	交付決定 ● → ● 入札不調 入札準備			再入札準備 [業者ヒアリング、事業の仕様検討など]			再入札 ● (繰越分見合) 契約・着工					

(2) 全体（耐震補強工事）

区分	年度・月		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3		
当初予定 (令和5年3月開業)	工期：令和2年9月初旬～令和4年11月下旬 (27ヶ月)																	
前回(11月)変更後 (令和5年6月開業)	工期：令和3年1月中旬～令和5年3月初旬 (25.5ヶ月)																	
今回変更後 (令和5年12月開業)	工期：令和3年7月初旬～令和5年8月下旬 (26.0ヶ月)																	

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
頁	款	項	目		
70 ～ 71	10 教育費	6 社会 教育費	3 文化財 保護費	【単独】文化財保存整備事業費補助金 各種文化財	千円 2,256

1 概要

国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対し、事業費の一部を補助するもの。

2 繰越明許費

(単位：千円)

	金額	
		一般財源
予算現額	4,830	4,830
支出予定額	2,574	2,574
繰越明許額	2,256	2,256

3 事業内容（令和2年度）

文化財名称	主な事業内容
(1) 国指定史跡 小菅修船場跡	曳揚げ機小屋の実施設計（耐震補強）、環境整備
(2) 国指定重要文化財 聖福寺4棟 (大雄宝殿・天王殿・鐘楼・山門)	山門（練り塀）の解体修理、仮設工事
県指定史跡 花月	保存活用計画策定に係る調査
市指定史跡 上野（彦馬）家墓地	史跡内石積の修繕
市指定天然記念物 西山神社の寒桜	枯損・腐朽か所等への保護措置
市指定天然記念物 網場天満神社の社叢	社叢地盤岩石の崩落防止工事
市指定天然記念物 深堀陣屋跡のアコウ	枯損枝の治療及び剪定

繰越対象事業

4 繰越理由

(1) 小菅修船場跡

補助事業者において、曳き揚げ機小屋の耐震補強実施設計及び環境整備に着手する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、耐震補強案の検討協議に不測の日数を要し、事業が年度内に完了しない見込みであるため。

(2) 聖福寺 4 棟

補助事業者において、山門（練り塀）の解体修理及び仮設工事に着手したが、新型コロナウイルス感染症の影響で進捗が遅れ、事業が年度内に完了しない見込みであるため。

5 事業費（財源）内訳

（単位：千円）

補助対象	① 総事業費	②（※1） 国庫支出金	③（※2） 県支出金	④（※3） 市予算額	事業者(主) 負担額 ①-②-③-④
(1) 小菅修船場跡	15,050	7,525 (1/2)	2,508 (1/6)	1,881 (1/8)	3,136
(2) 聖福寺 4 棟	10,000	8,500 * (17/20)	500 (1/20)	375 (3/80)	625
計	25,050	16,025	3,008	2,256	3,761

※1 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金…補助率 1/2

（事業者の事業規模指数に応じ補助率の加算（加算率上限35%）

※2 指定文化財保存整備事業補助金…補助率 1/2以内

（国庫補助対象事業は対象事業費から国庫補助額を減じた額の1/3以内）

※3 市指定文化財等保存整備事業補助金…補助率 1/2以内

（国庫補助対象事業は対象事業費から国庫補助額を減じた額の1/4以内）

6 スケジュール

(1) 小菅修船場跡【繰越分】

年度	令和2年度												令和3年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
当初	補強案検討協議						実施設計																	
	●						●																	
	委員会（※）						委員会																	
変更	補強案検討協議												実施設計											
	●												●											
	委員会												委員会											

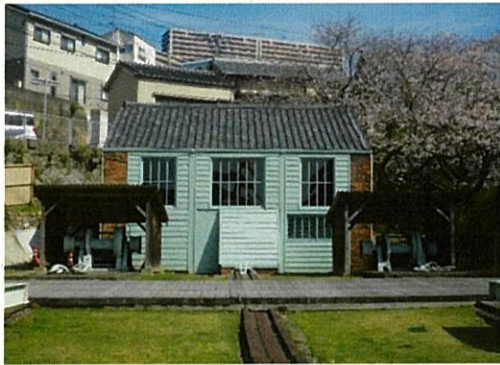
※国指定史跡小菅修船場跡保存・整備・活用委員会

(2) 聖福寺4棟【繰越分】

区分	年度・月	令和2年度					令和3年度			
		11	12	1	2	3	4	5	6	7
当初		設計・工事監理 (R2.11~R3.3)								
			工事 (R3.1~R3.3)							
変更		設計・工事監理 (R2.12~R3.4)								
			工事 (R3.2~R3.4)							

7 現況

(1) 国指定史跡 小管修船場跡（曳揚げ機小屋）



(2) 国指定重要文化財 聖福寺4棟



大雄宝殿（正面全景）



天王殿（背面全景）



鐘楼（北側面全景）



山門（正面全景）

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
42 ～ 43	11 災害復旧 費	2 公共土木 施設災害 復旧費	1 道路橋りよ う河川等災 害復旧費	1-1	【補助】海岸災害復旧費 現年度災害分	千円 52,000

1 概 要

令和2年9月2日に本市へ最接近した台風9号の暴風により、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つである「端島炭坑」の護岸が被災したため、原形復旧を行うこととしていた。その後、高島炭鉱整備活用委員会及び国・県との協議・調整の結果、さらなる強度を保つ必要性が判明したため、追加で補正を行うもの。

2 事業内容

(1)端島護岸災害復旧工事 70,000千円

台風9号の影響により端島炭坑の西側護岸が一部崩落したため、原形復旧を図るもの。

ア 事業内容

端島護岸災害復旧工事 30.6m(上部コンクリート打設等)

イ 事業費

総事業費:70,000千円(予算現額:18,000千円、補正額52,000千円)

ウ 被害状況

「端島炭坑」の「護岸遺構」である西側護岸が一部崩落しており、更なる護岸の崩落へとつながる危険性がある。

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
千円 52,000	千円 41,600	千円 —	千円 10,400	千円 —	千円 —

※1 河川等災害復旧事業費 補助率 80%

※2 災害復旧事業債 充当率 100%(交付税措置率 95%)

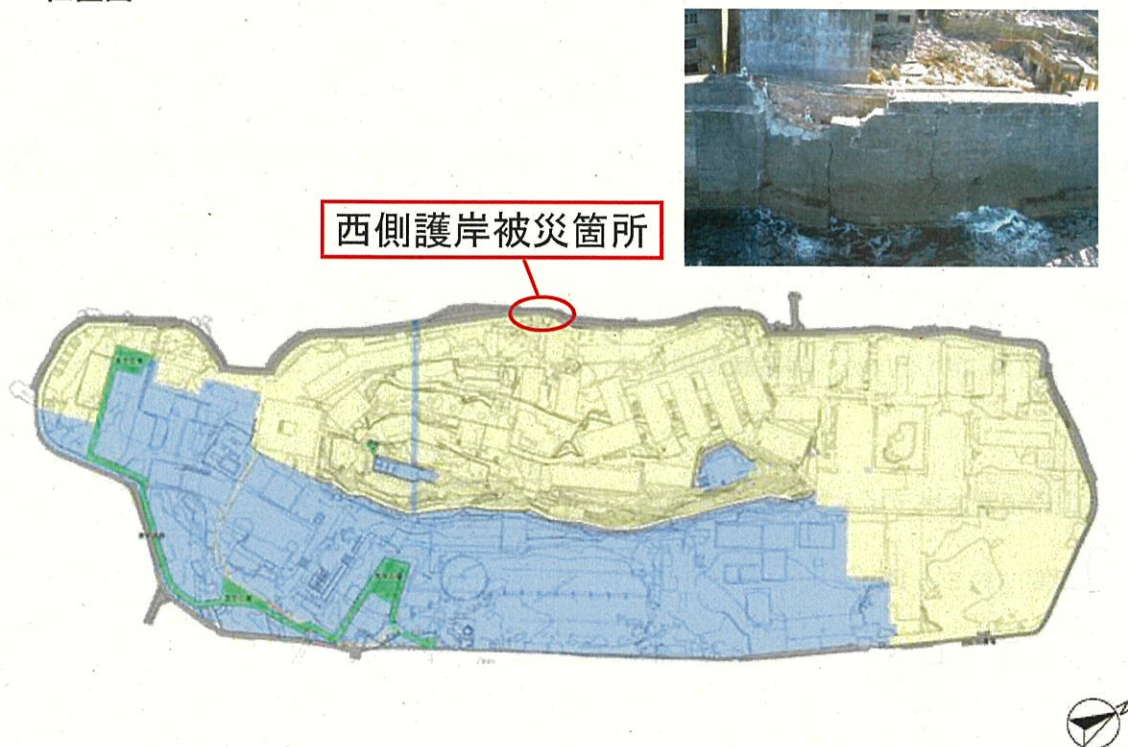
【繰越明許費】

事業費		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	千円 18,000	千円 14,400	千円 -	千円 3,600	千円 -	千円 -
補正額	千円 52,000	千円 41,600	千円 -	千円 10,400	千円 -	千円 -
繰越明許額	千円 52,000	千円 41,600	千円 -	千円 10,400	千円 -	千円 -

4 繰越理由

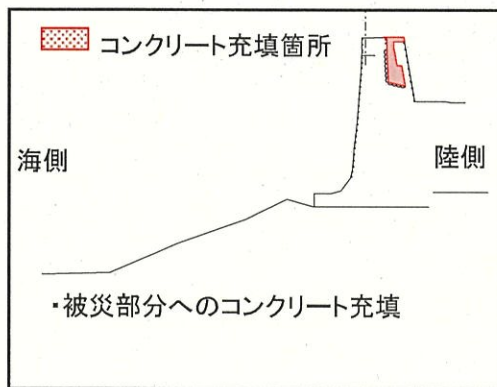
年度内に事業が完了しないため。

5 位置図



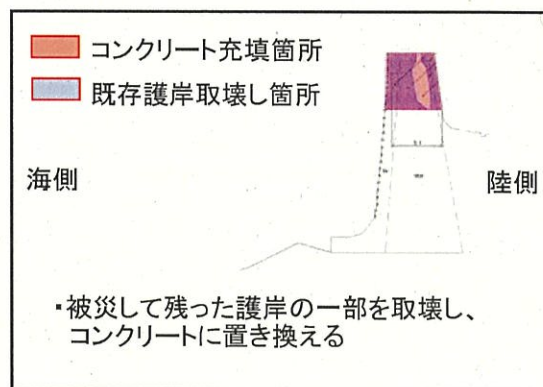
6 工法

当初工法



・コンクリート 210m³
 ※コンクリート打設日数 1日

変更工法



・コンクリート 370m³
 ※コンクリート打設日数 3日
 ・撤去工 210m³

工法変更に伴う増工要因

- ・コンクリート量の増 +160m³
- ・撤去工の増 +210m³

予 算 説 明 書【繰越明許費】				事 業 名	繰越明許費
頁	款	項	目		
72 73	11 災害復旧費	3 市有施設等 災害復旧費	1 市有施設等 災害復旧費	【単独】市有施設災害復旧費 現年度災害分 〔稲佐山山頂電波塔ライトアップ〕	千円 17,000

1 概要

稲佐山山頂電波塔のライトアップに係る投光器等が、令和2年7月、9月の落雷により一部が不点灯となっているため、同設備の復旧を行うもの。

2 事業内容

(1) 稲佐山山頂電波塔ライトアップ設備修繕 (17,000千円)

(2) 施工期間 約5ヵ月

(3) 現状

照明器具

(単位:台)

摘要		NHK塔	FM塔	民放塔	合計
修繕対象	故障(全損)	5	4	4	13
	故障(一部)	1	1	4	6
故障無し		14	15	12	41
合計		20	20	20	60

音響・制御

(単位:式)

修繕対象	音響機器	1
	簡易SPD	5
	制御機器	1

3 繰越明許費

事業費		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※1	その他※2	一般財源
予算現額	千円 36,735	千円 —	千円 —	千円 20,700	千円 16,025	千円 10
支出予定額	千円 19,735	千円 —	千円 —	千円 3,700	千円 16,025	千円 10
繰越明許額	千円 17,000	千円 —	千円 —	千円 17,000	千円 —	千円 —

※1 災害復旧事業債 充当率100% (交付税措置率:47.5%)

※2 全国市有物件災害共済

4 繰越の理由

稲佐山山頂電波塔のライトアップは、長崎の夜景のランドマークとしての役割を担っており、その復旧は急務であると思慮されるが、落雷の被災箇所の特定に係る調査に相当日数を要し、年度内に作業が完了しないため。

5 経過

令和2年 7月24日(金) 落雷発生
令和2年 9月11日(金) 落雷発生
令和2年 9月12日(土) 落雷発生
令和2年 9月17日(木) 落雷発生
令和2年 9月18日(金) 落雷発生
令和2年10月20日(火) 落雷被害調査業務委託契約締結
令和2年11月27日(金) 落雷被害報告書受理

6 スケジュール

時期	摘要
3月中旬～	公告
4月初旬～5月上旬	契約、資機材等発注
5月中旬～6月上旬	電波塔所有者との調整及び現況調査
7月中旬～	照明機器等撤去・再設置施工
9月	竣工

7 保険料について

稲佐山山頂電波塔ライトアップについて、全国市有物件災害共済に加入しているため、復旧費用に応じた保険金が支払われる。

保険金支払い実績

復旧工事費 (H30 年度施工分)	保険料 (R 元年度受入分)
22,152,744 円	21,577,320 円